中間前金払制度フロー

日程	請負者	契約担当者（富士川町）
	入　札　～　落　札　者　決　定	
	契　約　締　結（請負代金130万円以上）	
14日以内	前　金　払　請　求 （請負代金額40％以内）	支　　払
	受　　領	
原　則 ７日以内	中間前金払認定請求書 （様式第１号） 工事履行報告書 （別紙１）	監　督　員　の　審　査 ≪支払の要件≫ ①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。 ③既に行われた作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するも （工事担当課で確認） （認定） 中間前金払認定調書 （様式第２号） （工事担当課で交付）
	認定調書受領後、 保証事業会社にて 中間前金払保証の申込み （請求）	
14日以内	中間前金払請求書 （様式第19号の2） （請負代金額の20％以内） 中間前金払保証証書	支　　払
	受　　領	
	工　事　完　成	